

「海業」の振興に向けた取組

水産庁では、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される「海業（うみぎょう）」の取組を積極的に推進することとしています。

今回は、背景にある計画及び関連法や、「海業」振興に向けた具体的な取組内容について、水産庁漁港漁場整備部計画課の中村課長よりご寄稿いただきました。

水産庁漁港漁場整備部計画課長

中村 隆



1. 海業の概要

我が国の水産業は、国民への水産物の安定供給を担い、漁村において雇用を生み出すなど地域の産業として重要な役割を果たしていますが、近年、水産物の消費量の低下、漁村の人口減少や高齢化の進行等の厳しい状況に直面しています。一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、消費者ニーズは、水産物を消費する「モノ消費」から経験や体験を消費する「コト消費」へと指向が変化しつつある中、新鮮な水産物の販売、飲食、漁業体験等の機会の創出により、地元水産物の消費拡大や交流促進といった地域活性化の動きもでてきています。

こうした状況を踏まえ、水産庁では、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待される「海業（うみぎょう）」の取組を積極的に推進することとしています。



写真1：海業の例

2. 漁港漁場整備長期計画等の位置づけ

「水産基本計画（令和4年3月閣議決定）」において、「地域を支える漁村の活性化の推進」を三本柱の一つとして位置づけています。また、「漁港漁場整備長期計画（令和4年3月閣議決定）（計画期間：令和4年度～

8年度）」においては、「海業の振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を柱の一つに掲げ、海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用の創出に向け、漁港と地域資源を最大限に生かした増養殖、水産物の販売や体験漁業の受け入れ等の振興を図ることとしています。具体的には、計画期間5年間で、都市漁村の交流人口を概ね200万人増加、漁港における新たな「海業」等の取組件数500件を目標に設定しています。

3. 海業の事例

海業振興が水産業にもたらす効果として、例えば、直売所や魚食普及食堂の取組では、地元の水産物を直接仕入れることにより、漁獲量や漁獲金額の向上や安定化、さらには、消費の増大や来訪者の増加など様々な効果があらわれています。以下、地域で取り組んでいる海業の主な事例について紹介します。

(1) 妻鹿漁港（兵庫県姫路市）

兵庫県姫路市に位置する妻鹿（めが）漁港（兵庫県管理、第二種漁港）では、これまで漁協により簡易直売所が運営されていましたが、直売所の規模が小さいことや駐車場が少ない等の課題がありました。このため、漁港区域内での補助事業で整備した用地と県単独で整備した用地の交換（財産処分）を行うことで用地を確保し、直売所の拡張及び来訪者用駐車場の整備が行われました。直売所では、離島である坊勢島の漁業者により漁獲された



写真2：妻鹿漁港（JF ぼうぜ・姫路まえどれ市場）

地元水産物等を販売し、さらに食堂やバーベキュー施設を併設するなどにぎわいの創出と離島の情報発信の拠点となっています。直売所の拡張後の令和元年には、来訪者は16万人（開設前の2.0倍）、売上金額は259百万円（開設前の2.8倍）に増加しました。

（2）内外海漁港（福井県小浜市）

福井県小浜市の内外海（うちとみ）漁港（小浜市管理、第一種漁港）では、養殖を含む漁業と民宿を兼ねる「漁家民宿」が多くありましたが、海水浴客の減少や漁業不振、後継者不足等により、年々民宿の廃業が増加していました。このため、春と秋に行われることが多い教育旅行に着目し、閑散期の小中学生の教育旅行や一般客の受け入れにより、民宿の新たな宿泊層の開拓を行いました。具体的には、漁港内の交流施設、釣り体験、魚のさばき体験を行う体験交流施設「ブルーパーク阿納」を整備し、漁港内での体験実施のほか、漁船クルージングや養殖魚餌やり体験、カヤック等の様々な活動を行いました。

その結果、学校教育利用者が年々増加し、令和元年に利用者数は5,935人、30校が利用するまでになりました。また、民宿の女将や漁師が体験インストラクターを担当し、雇用創出にもつながっています。



写真3：内外海漁港（釣り体験、魚さばき体験）

4. 漁港漁場整備法の改正

このように漁港において海や漁村の価値や魅力を活かす「海業」をより一層推進するため、第211回国会において漁港漁場整備法が改正され、令和6年4月に施行されることとなっています。

具体的には、漁港の漁業上の利用に配慮しつつ、漁港施設や漁港区域内の水域、公共空地等を活用し、水産物の消費の増進（水産物の販売や料理の提供等）、交流の推進（遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等）を行う「漁港施設等活用事業制度」が創設され、一定の要件の下、漁港施設の貸付けや漁港水面施設運営権の取得等が可能となり、民間事業者にとっても参入を検討しやすくなります。

5. 海業の推進の取組

水産庁では、海業を推進するため、上記の漁港漁場整備法の改正をはじめ様々な取組を行っています。

（1）海業振興モデル地区

海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図るため、海業の事業化や拡大を検討している地区など海業振興のモデル地区形成に取り組む意欲ある地区（海業振興モデル地区）を募集し、海業に係る検討支援（調査支援、関係者協議支援、計画策定支援等）を行っています。これらの成果や情報について、全国の自治体等の参考になるよう幅広く提供し、横展開を図ることとしています。

（2）海業支援パッケージ

海業に取り組む地域の参考となるよう、関係省庁等（15組織）の協力の下、海業に取り組む際の関連施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成しています。そして、どのような支援策が活用できるのか、幅広く分かりやすくまとめています。

（3）海業振興総合相談窓口

水産庁では、地方公共団体、漁業関係者、民間事業者等の海業振興に取り組む方々（どなたでも）に向けた海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）を開設しており、具体的な案件形成の相談など活用していただいているところです。

（4）効果の見える化、検証

海業の推進にあたり、地域ごとの特徴に応じた取組内容の検討、効果の想定や検証を行うことが重要です。例えば、地域経済循環分析（RESAS）では、地域の人口構成や産業構造等の分析により、海業による地域内のお金の出入りなど経済的効果の把握が可能です。これらを活用し、地域の課題や取組による効果を「見える化」することに取り組んでいます。

6. おわりに

漁村は、新鮮な水産物、豊かな自然、古くからの伝統文化があり、魅力的な地域資源がたくさんあります。一方、漁村にはそれぞれの特徴があり、おかれた状況も様々で、全国同じように進めることは難しいと考えています。このため、各地域がそれぞれの特色を活かした海業に取り組むことが重要であり、これにより、全国の水産業・漁村が少しでも活気を取り戻し、持続的な水産業の発展、そして、地域の活性化につながっていくことに期待しています。